

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十二月二十六日奈良県指令建第一〇二―一五六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十六日建第九四〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市十市町九四二番二及び九四二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地
株式会社ハウズドゥ 代表取締役 安藤正弘

一 許可番号

平成三十年十一月十三日奈良県指令建第一〇二―一二〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十七日建第九四〇二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年四月一七日建第五三七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石原田町一五五番三の一部、一五五番四、一五五番五、一五五番六、一五五番七、一五五番八、一五五番九、一五五番一〇、一五五番一一、一五五番一二及び一五五番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新口町五番地の一二

タカギハウジング株式会社 代表取締役 高木好一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石原田町一五五番三の一部

下水道 檀原市石原田町一五五番三の一部

一 許可番号

平成三十年七月十日奈良県指令建第一〇二―五号

平成三十一年三月十三日奈良県指令建第一〇二―五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十七日建第九四〇三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十七日建第五三七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市西松ヶ丘一九八五番一九、一九八五番二九、一九八五番三〇、一九八五番三

二、一九八五番五三、一九八五番五五、一九八五番五六、一九八五番五七、一九八五

番五八、一九八五番五九、一九八五番六一、一九八五番六二、一九八五番六三、一九

八五番六四、一九八五番六五、一九八五番六六、一九八五番六七、一九八五番六八、

一九八五番七〇、一九八五番七一、一九八五番七二及び一九八五番七三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市谷田町八八九番九号

梅岡ハウジング 代表者 梅岡良典

奈良市四条大路二丁目二番一三号

有限会社いこま住研 取締役 生駒堅治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市西松ヶ丘一九八五番二九及び一九八五番三二

下水道 生駒市西松ヶ丘一九八五番二九及び一九八五番三二の各一部

一 許可番号

平成三十年一月十九日奈良県指令建第一〇〇―一二二号

平成三十一年三月二十七日奈良県指令建第一〇〇―一二二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十八日建第九四〇四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市榛原篠楽元極楽寺一一二番の一部、一一五番の一部、一一六番の一部、一一

七番一、一一七番四、一一七番五、一一八番五、一二〇番一の一部、一二〇番三、一二二番二の一部、一二五番の一部、一二六番、一二七番一、一二七番二、一二八番一、一二八番二、一二九番一、一二九番二の一部、一三〇番の一部、一三二番の一部、一三五番の一部、一三五番二の一部、一三六番一の一部、二九五番の一部、二九六番、三〇三番及び三一〇番並びに元篠野三一九番二四、三二〇番一、三二〇番三及び三二二番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市榛原篠楽一一七一

宇陀化成工業株式会社 代表取締役社長 栗林浩二